

急がれるため池の防災対策に向けて

— 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案の成立 —

天野 英二郎

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

近年、農業用ため池について、豪雨等により決壊する事例が頻発する一方、所有者不明や管理組織の弱体化により、適正な管理・保全が困難であるものが増えつつある。

このため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律案」（以下「本法律案」という。）の成立を受け、農業用ため池の届出制度の創設、特定農業用ため池の指定制度の創設、特定農業用ため池の防災工事の施行の確保、都道府県知事の裁定による特定農業用ため池の管理等の仕組みが設けられた。

農業用ため池は、地域の農業を支える重要な施設であり、地域において十分な話し合いを行い、新たに制定された制度も活用し、防災工事の実施と適正な管理が求められる。

1. ため池の現状と課題

(1) ため池の現状

農業用ため池（以下、主に3において法律上の用語として使う場合を除き、「ため池」という。）とは、「降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池¹」である。西日本を中心に全国に約20万か所（平成26年3月時点）あり、特に年間を通じて降水量が少ない瀬戸内地域に約6割が集中している²。ため池は、農業用水の供給の機能に加え、洪水調節、土砂流出の防止、生態系の保全、地域の活性化等の多面的機能を有しており、現在でも地域の重要な資源として活用されているものが多い。

ため池は古くから築造が行われ³、築造時期が江戸時代以前又は不明なものが全体の約7

¹ 農林水産省「ため池とは」<http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/attach/pdf/index-19.pdf>（令和元年6月13日最終アクセス。本稿において以下同じ。）

² 同上。なお、直近では全国に約17万か所、瀬戸内地域に約5割となっている（令和元年5月末時点）。

³ 狭山池（大阪府大阪狭山市）は7世紀前半までに築造され、古事記・日本書紀にも登場する日本最古のため

割を占めている⁴。このような古いため池では、その施設周囲の地盤、施設の材料・構造等が不明であるものが少なくない状況にある。

(2) ため池の被災と防災・減災のための事業

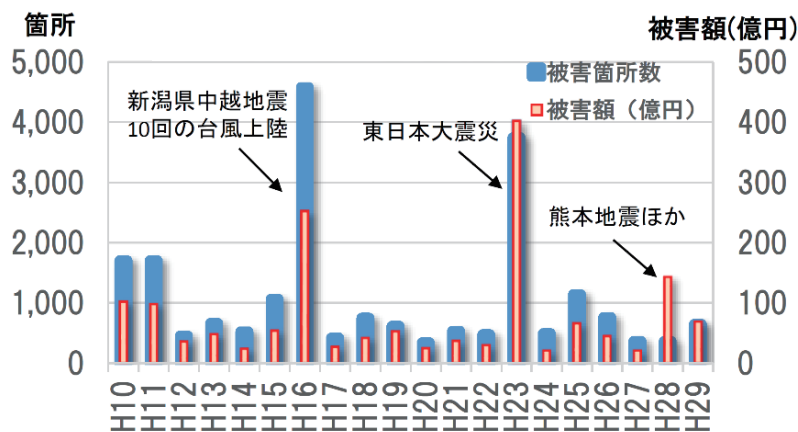
ア ため池の被災

近年、豪雨・大地震等の自然災害によってため池が決壊し、下流域に大きな被害をもたらすリスクが高まっている。実際に平成16年には新潟県中越地震と10回もの台風上陸、23年には東日本大震災、30年には平成30年7月豪雨（(4)参照）等が発生し、そのたびに多くのため池が決壊して下流域に被害を及ぼしてきた（図表1）。

まず、ため池の決壊が生じる要因として、豪雨等の発生が増加する中、適切な管理・保全が行われずに老朽化の進むため池が増えていることがある。適切な管理・保全が困難であるのには、権利者の世代交代が進み権利関係が不明となっていることや、農業用水の供給を受ける農業者が離農・高齢化して管理組織が弱体化していることに加え、施設の材料・構造等が分からないことなども影響している。

さらに、ため池の下流域の被害を大きくしてしまうのは、農村地域の都市化に伴い下流域で混住化⁵が進み、地域の住民がため池の存在を十分把握していない場合があること、小規模なため池を中心として、地方自治体が正確に情報を把握できず、適切な対策が講じられていない場合があること等が挙げられる。

図表1 ため池の被災状況



(出所) 農林水産省「ため池の被災状況」<http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/attach/pdf/index-58.pdf>

池とされている（出所：農林水産省「狭山池」<http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/tameike/pdf/2701_sayama.pdf>）。

⁴ 農林水産省農村振興局「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方について」（食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会（平成30年度第3回）配付資料）（平成31年1月）

⁵ 農村地域において農業者と非農業者が混在して住んでいる状態をいう。

イ ため池の防災・減災のための事業

政府は、ため池の防災・減災の改修等を行うため、「土地改良法」（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業や予算措置による事業により、ため池整備を支援してきた⁶。

また、個別事業ごとの補助ではなく、都道府県の裁量により事業の実施が可能となる交付金（農山漁村地域整備交付金）を交付し、都道府県が配分を決定する仕組みもため池整備に利用可能である⁷。

（3）ため池の一斉点検等

近年、豪雨・大地震等により多くのため池が被災し、大きな被害が発生したことを踏まえ、政府は、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 か年において、全国のため池の一斉点検（対象：約 9 万 6 千か所）を実施するよう都道府県及び市町村に要請した⁸。

そして、この調査結果を踏まえ、「防災重点ため池⁹」（下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのある等のため池）を選定し、地震・豪雨に対する詳細調査や、ハザードマップ（自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの）の作成・公表等を実施するよう都道府県及び市町村に要請した¹⁰。

（4）平成 30 年 7 月豪雨によるため池の被災とため池対策の取りまとめ

ア 平成 30 年 7 月豪雨によるため池の被災

平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて、西日本を中心に全国的に記録的な大雨となり、全国各地で甚大な被害が発生した（平成 30 年 7 月豪雨）。ため池についても、広島県を中心に 2 府 4 県で 32 か所が決壊し、下流域に大きな被害を及ぼした¹¹。とりわけ、防災重点ため池に選定されていない小規模なため池において、甚大な被害が発生した。このため政府は、今後の豪雨や台風等に備え、都道府県等の協力の下、全国ため池緊急点検（対象：約 8 万 8 千か所）を実施し、応急措置が必要と判断されたため池について、都道府県や市町村に応急措置を講ずるよう徹底した。

⁶ 主なため池整備事業として、「国営総合農地防災事業」、「農村地域防災減災事業」、「農業水路等長寿命化・防災減災事業」がある。

⁷ 「農山漁村地域整備交付金」のメニューの中には、ため池の整備等に関する「農地防災事業」がある。

⁸ 一斉点検においては、ため池の構造、周辺環境、下流状況、ため池の利用状況等を調査した。

⁹ 農林水産省は、平成 27 年の課長通知において、「防災重点ため池」を定義している（第 198 回国会衆議院農林水産委員会議録第 4 号 4 頁（平 31. 3. 20））。なお、当初、一斉点検に当たって発出した通知（「農業用ため池の一斉点検の実施及びデータベースの作成について」（平成 25 年 3 月 29 日付け 24 農振第 2656 号農村振興局整備部防災課長通知））では、「警戒すべきため池」としていたが、上記の通知（「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」（平成 27 年 9 月 3 日付け 27 農振第 1295 号農村振興局整備部防災課長通知））で「防災重点ため池」に改めている。

¹⁰ 地震に対する詳細調査（対象：5,206 か所）の結果、耐震不足を確認したものは 2,860 か所（うち対策完了は 412 か所）。豪雨に対する詳細調査（対象：4,855 か所）の結果、豪雨対策が必要とされたものは 1,830 か所（うち対策完了は 763 か所）。ハザードマップの作成・公表状況について、ハザードマップを作成したものは 6,457 か所（うち公表は 5,487 か所）。いずれも平成 30 年 3 月末時点。

¹¹ 死者 1 名・負傷者 4 名の人的被害、全壊 1 戸・半壊 8 戸の人家被害が発生。

イ 参議院農林水産委員会委員派遣

平成 30 年 8 月 29 日、参議院農林水産委員会は、広島県及び岡山県に委員派遣を行い、平成 30 年 7 月豪雨による農林水産関係被害の実情等を調査した。

被災施設等の視察において、決壊した広島県福山市草戸町の「堂ノ奥池」も視察した。県からは、築造年代が不明の古いため池であり、利用者が離農したため管理が行き届かず、堤に生えた大木の根に起因して決壊した旨の説明があった。また、県内のため池について、利用を継続するため池については、改修工事を行って安全性等を高めるとともに、利用されないため池については、関係者の協議を経て廃止する等の方針が示された。

派遣委員との間では、近代的なため池への早期改修、ため池ハザードマップの策定状況等について意見が交わされた。

また、提出された要望書では、ため池等の被害に対し、災害復旧事業に係るマンパワー等が不足している現状が示され、早期の災害復旧への支援を求めた¹²。

ウ 「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」の取りまとめ

平成 30 年 7 月豪雨等によるため池の被災を踏まえ、防災重点ため池の考え方の見直しや今後のため池対策の進め方を検討するため、農林水産省は農村振興局内に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえたため池対策検討チーム」を設置した。平成 30 年 11 月 13 日、対策検討チームは、「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」を取りまとめた。この取りまとめでは、ため池をめぐる課題を整理した上で、新たな防災重点ため池の選定基準を策定するとともに¹³、「緊急時の迅速な避難行動につなげる対策」及び「施設機能の適切な維持、補強に向けた対策」の推進を掲げた。(図表 2)。

(5) ため池の緊急対策等の予算措置

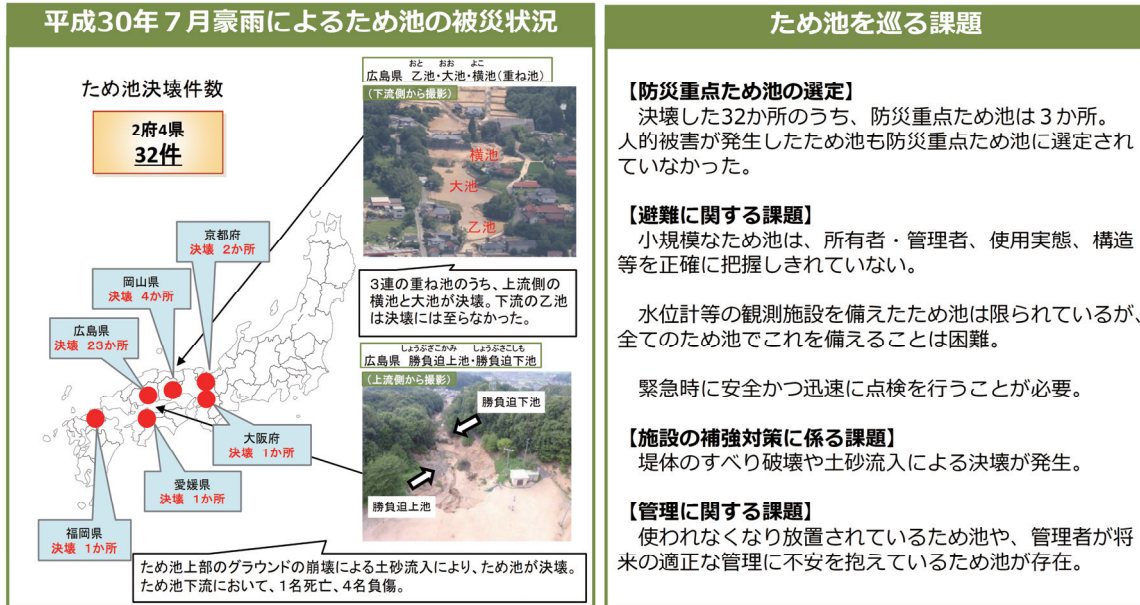
政府は、喫緊の課題である防災・減災、国土強靱化を進めるため、平成 30 年 12 月 14 日、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を取りまとめ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3 年間で集中的に実施することとし、「ため池に関する緊急対策」もこれに盛り込まれた。これを受け、平成 30 年度第 2 次補正予算及び令和元年度予算で、ため池の緊急対策を含むため池整備等に関する予算が計上された(図表 3)。

¹² 第 197 回国会参議院農林水産委員会会議録第 1 号 3～5 頁(平 30.11.13)

¹³ 新たな基準により都道府県が再選定した防災重点ため池は 63,722 か所(令和元年 5 月末時点)(農林水産省「防災重点ため池の再選定について」<<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/bousai/190611.html>>)。

図表2 平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方

- 決壊した32か所のため池のうち29か所が防災重点ため池に選定されていなかった。
- 避難行動に係る判断に必要なため池の現状や豪雨時等の情報収集が十分でない。
- 農業利用されておらず、適正に管理されていないため池が存在する。



- 国が示す新たな選定基準により、都道府県が市町村等と調整して防災重点ため池を再選定。
- 避難行動につなげる対策と施設機能の適切な維持、補強に向けた対策を効果的に推進。

防災重点ため池の選定基準： 決壊した場合の浸水区域(以下「浸水区域」という)に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

- 「人的被害を与えるおそれ」に関する具体的な基準
- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
 - ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
 - ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
 - ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

都道府県等が対策の進め方の方針を作成

緊急時の迅速な避難行動につなげる対策	施設機能の適切な維持、補強に向けた対策		
<p>ため池マップの作成 ため池の名称、位置(座標)等を記載</p> <p>緊急連絡体制の整備 管理者、市町村、都道府県、消防、警察、国等の連絡網を整備</p> <p>浸水想定区域図の作成 家屋等が少ないため池は、ハザードマップに代わって作成</p> <p>ハザードマップの作成 影響度の高いため池を優先</p>	<p>保管理体制の強化 地域又は都道府県を単位として、管理者の指導や災害時等の現地パトロール体制を構築</p> <p>補強対策 影響度の高いため池を優先</p> <p style="text-align: center;">【総合的な整備】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">耐震対策 ・堤体の改修・補強、液状化対策など</td> <td style="padding: 5px;">豪雨対策 ・堤体、洪水吐、取水施設など</td> </tr> </table> <p>ストックの適正化 ・利用されていないため池等を対象として、ため池の統廃合、廃止に必要な代替水源を確保。需要に応じ容量を縮小。</p>	耐震対策 ・堤体の改修・補強、液状化対策など	豪雨対策 ・堤体、洪水吐、取水施設など
耐震対策 ・堤体の改修・補強、液状化対策など	豪雨対策 ・堤体、洪水吐、取水施設など		

全ての防災重点ため池で早急を実施

(出所) 農林水産省農村振興局整備部「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方【概要】」(平成30年11月)

図表3 ため池整備等に関する予算

	平成30年度第2次補正予算	令和元年度予算
農業農村整備事業<公共>	1,413億円	3,260億円 (「臨時・特別」を含む 3,771億円)
国営総合農地防災事業<公共>		261億円 (「臨時・特別」を含む 375億円)
農村地域防災減災事業<公共>		438億円 (「臨時・特別」を含む 638億円)
農山漁村地域整備交付金<公共>	50億円	927億円 (「臨時・特別」を含む 977億円)
ため池の緊急対策<公共>	(農業農村整備事業) 511億円の内数	(農業農村整備事業) 511億円の内数
災害復旧等事業(農地・農業用施設等)<公共>		83億円
農業水路等長寿命化・防災減災事業		208億円
災害復旧等事業<公共>	336億円	

(注)「臨時・特別」とは、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴う対応として、令和元・2年度予算において実施される「臨時・特別の措置」を指す

(出所)農林水産省「平成31年度農村振興局関係予算 概算決定の概要」(平成30年12月)より作成

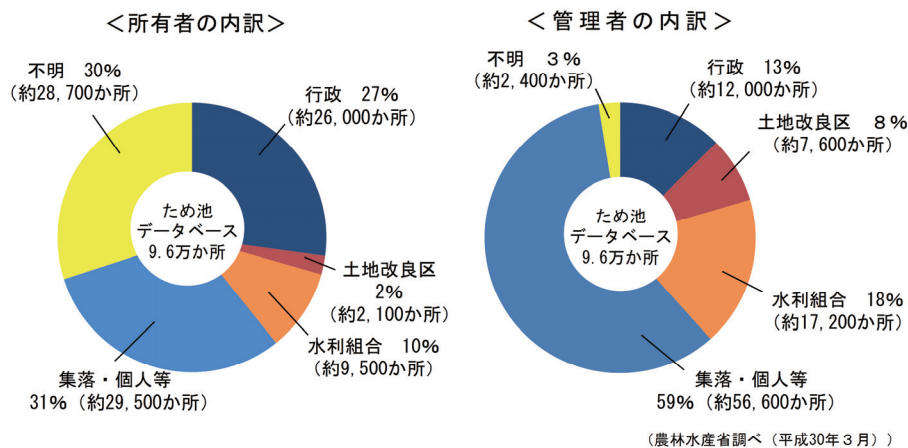
2. 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案

(1) 法律案提出の背景

ア ため池の把握の必要性

ため池の防災・減災対策を効果的に進めるためには、その正確な情報の把握が不可欠である。一部のため池(約9万6千か所)は、「ため池データベース¹⁴」に情報が登録されている(図表4)。

図表4 農業用ため池の所有者と管理者



※ため池データベースの所有者・管理者は、任意の聞き取りによるものであり、データベース上未記入のものも含め「不明」として計上している。

(出所)農林水産省農村振興局「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方について」(食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会(平成30年度第3回))(平成31年1月)

¹⁴ 平成25年度～27年度に実施したため池の一斉点検(1(3)参照)を契機に、受益面積0.5ha以上等のため池を対象に所在地や所有者・管理者、諸元・構造等の情報を都道府県が整理したデータベース。

しかし、ため池データベースに登録されていないため池においても、被害が生じていることから、全てのため池の状況を正確に把握することが求められている。このため政府は、ため池の所有者・管理者に届出を求め、それに基づいてため池データベースを整備・公表する仕組みの検討が必要であるとした¹⁵。

イ ため池の関係者が果たす役割

「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」において、防災重点ため池の新たな選定基準が策定された（1（4）ウ参照）。

これを受け農林水産省は、都道府県が新たな選定基準に基づいて選定する防災重点ため池を「特定農業用ため池」として指定する制度を設けるとともに、所有者・管理者が当該ため池の機能発揮に必要な管理を行う責務規定の検討が必要とした。また農林水産省は、地域の住民が災害時に迅速に避難行動が取れるよう、市町村がハザードマップの作成を推進する規定の検討が必要であるとした¹⁶。

ウ 災害被害のおそれのあるため池の保全管理

ため池から農業用水の供給を受ける農業者が減少・高齢化し、今後管理が行き届かなくなるため池が増えるおそれがある。また、所有者が不明のため池では、現在の管理者が不在になった場合、新たな管理者の選任が困難となり、ため池の管理が行われず放置状態になるおそれがある。

このため農林水産省は、所有者不明のため池について、地域の話し合いで市町村が管理することとなった場合に、市町村が管理権限を取得できる仕組みの検討が必要とした。また、農林水産省は、所有者不明や地域での合意形成の不全により必要な防災工事が行われぬ防災重点ため池について、都道府県が主導して防災工事が実施されるような仕組みの検討が必要であるとした¹⁷。

（2）法律案の提出とその概要

政府は、このような指摘を踏まえて検討を進めた結果、平成 31 年 2 月 19 日、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律案」を閣議決定し、同日、第 198 回国会（常会）に提出した。本法律案は、農業用水の確保を図るとともに、ため池の決壊による水害等から国民の生命・財産を保護するため、防災上重要なため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずることができるようにすることなどを目指すものであり、その主な内容は、図表 5 のとおりである。

なお、本法律案は、3 月 20 日に衆議院農林水産委員会、同 26 日に衆議院本会議において全会一致で可決され、4 月 18 日に参議院農林水産委員会、同 19 日に参議院本会議において全会一致で可決された（4 月 26 日に公布、7 月 1 日に施行）。

¹⁵ 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会（平成 30 年度第 3 回） 議事録 38 頁

¹⁶ 同上 38 頁

¹⁷ 同上 38 頁、39 頁

図表5 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案の概要

I 趣旨

農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずることができることとする等の措置を講ずる。

II 法律案の概要

(1) 農業用ため池の届出

- ① 農業用ため池の設置及び廃止について、所有者（既存の農業用ため池については、所有者又は管理者）に都道府県知事への届出を義務付ける。
(第4条第1項、第2項、附則第2条)
- ② 都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備し、公表するものとする。
(第4条第3項)
- ③ 農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう適正な管理に努めなければならないものとする。
(第5条)
- ④ 都道府県知事は、農業用ため池の管理上必要な措置が行われていないときは、所有者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
(第6条)
- ⑤ 都道府県知事は、市町村長と協力して、必要な立入調査を行うことができる。
(第18条)

(2) 特定農業用ため池の指定

- ① 都道府県知事は、決壊による水害等の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を特定農業用ため池として指定することができる。
(第7条)
- ② 特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の掘削等の行為について、都道府県知事の許可制とする。
(第8条)
- ③ 市町村長は、特定農業用ため池について、災害時の避難に関する印刷物配布等の措置を講ずるよう努めるものとする。
(第12条)

(3) 特定農業用ため池の防災工事の施行

- ① 特定農業用ため池の防災工事（施設の廃止工事を含む。）について、所有者等に都道府県知事への工事計画の事前届出を義務付ける。
(第9条)
- ② 所有者等が必要な工事を実施しない場合や、工事内容が不適切な場合には、都道府県知事が防災工事の施行に関する命令及び代執行を行うことができる。
(第10条、第11条)

(4) 裁定による特定農業用ため池の管理

市町村長は、特定農業用ため池の管理上必要な措置が行われていない場合であって、所有者（共有の場合は持分の過半を有する者）を確知することができないときは、都道府県知事の裁定により、施設管理権を取得することができる。
(第13条～第17条)

III 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
(附則第1条)

(出所) 農林水産省「農業用ため池の管理及び保全に関する法律案の概要」(平成31年2月)

3. 国会における主な審議の内容

(1) 本法律案提出の意義

農業用ため池に関して規定する法律は、本法律が初めてである。本法律案は、平成 30 年 7 月豪雨によるため池の決壊を契機として検討され、提出されたものである。しかし、ため池の決壊による被害は、それ以前にもたびたび発生していた。そこで、なぜ今回農業用ため池の管理・保全について法制化することとしたのか、その理由が問われた。

これについて政府は、次のような趣旨の答弁を行っている。ため池について、近年、豪雨や大規模な地震により被災するケースが多発する一方、権利者の世代交代が進み権利関係が不明確かつ複雑となり、離農や高齢化により管理組織が弱体化していることから、維持管理が適正に行われなくなる懸念がある。このため、農業用水を供給する機能が発揮されるよう、所有者、管理者、行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理、保全が行われる仕組みを早急に整備するため、本法律案を提出した¹⁸。

また、決壊のおそれのあるため池の改修がこれまで十分に進まなかった理由が質された。

これについて政府は、対策が必要なため池の数が多いこと、工事に長い期間を要すること、権利関係が不明確かつ複雑になっていることが要因である旨を答弁している¹⁹。

(2) 農業用ため池の届出制度と都道府県・市町村への支援

本法律案では、農業用ため池の所有者等に対し、新たに届出義務を課すこととなるが、その必要性についてどのように考えるかと問われた。

これについて政府は、届出は行政の必要性からだけではなく、ため池の所在が明らかになり、都道府県等から様々な支援を受けられるようになる意義がある旨を答弁している²⁰。

本法律案では、既存の農業用ため池について、施行後 6 か月以内に登録が行われることとなるため、都道府県及び市町村の事務負担に対する支援内容が問われた。

これについて政府は、届出すべき項目について既存のため池データベースとの整合性を図りつつ絞り込んで簡素化すること、届出に係る行政事務に要する経費について普通交付税で適切に措置すること等の支援を行う旨を答弁している²¹。

なお、届出された情報の登録に当たっては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）が開発した「ため池防災支援システム」の機能を活用する旨を明らかにしている²²。さらに、ため池防災支援システムを活用したため池データベースの運用により、市町村及び都道府県は最新の情報を共有できるようになる旨を答弁している²³。

(3) 特定農業用ため池の指定

本法律案では、決壊による水害等の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある

¹⁸ 第 198 回国会衆議院農林水産委員会議録第 4 号 5 頁（平 31. 3. 20）

¹⁹ 第 198 回国会衆議院農林水産委員会議録第 4 号 17 頁（平 31. 3. 20）

²⁰ 第 198 回国会参議院農林水産委員会議録第 7 号 3 頁（平 31. 4. 18）

²¹ 第 198 回国会参議院農林水産委員会議録第 7 号 3 頁（平 31. 4. 18）

²² 第 198 回国会参議院農林水産委員会議録第 7 号 15 頁（平 31. 4. 18）

²³ 第 198 回国会参議院農林水産委員会議録第 7 号 5 頁（平 31. 4. 18）

農業用ため池について、「特定農業用ため池」として指定できる仕組みが設けられた。一方、都道府県により選定された「防災重点ため池」が並立することとなるため、新たに特定農業用ため池を創設した理由及び防災重点ため池との違いについて質された。

これについて政府は、防災重点ため池について、各都道府県で選定の考え方が統一されていない、行政機関・所有者等の役割が明文化されていない等の課題を指摘した上で、特定農業用ため池において、選定の考え方の統一、役割の明確化を図った旨を答弁している²⁴。また、特定農業用ため池と防災重点ため池について国が示す選定基準は同一とするものの、民間が所有する防災重点ため池についてのみ、防災工事命令等を措置できるよう、特定農業用ため池として指定することとなる旨を明らかにしている²⁵。

（４）特定農業用ため池の防災工事の施行

本法律案では、特定農業用ため池の防災工事について規定されている。そこで、想定される防災工事の内容が問われた。

これについて政府は、本法律案で規定する防災工事とは、農業用ため池の決壊を防止するために施工する豪雨対策、耐震対策、老朽化対策の工事のほか、廃止のための工事を含むものである旨を答弁している²⁶。

「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」の予算を活用した防災工事のスケジュールについて問われた。

これについて政府は、一番優先度の高い約１千か所の防災重点ため池について、３か年緊急対策で工事を進めていくこととし、令和元年度は国費ベースで約２００億円の緊急対策の予算を確保した旨を明らかにしている²⁷。

また、所有者が不明な農業用ため池について、所有者確定の在り方について問われた。

これについて政府は、所有者の探索方法については、登記簿の確認、住民票の確認、本籍地の戸籍簿の確認ということで順々に行っていく手法をとることとし、本格的な補修工事を行う場合には、所有者との調整が必要となるため、前述の手法で相続人の探索を進めていくことになる旨を答弁している²⁸。

さらに、所有者が不明等の要因によって工事の実施が困難な農業用ため池について、本法律案における取扱いが質された。

これについて政府は、所有者が不明で地元の合意が取れない場合、本法律案に基づき、知事が告示し、探索した上で公告し、名乗り出なければ知事の代執行というように手続を進めていく旨を答弁している²⁹。

²⁴ 第 198 回国会衆議院農林水産委員会議録第 4 号 4 頁（平 31. 3. 20）

²⁵ 第 198 回国会衆議院農林水産委員会議録第 4 号 4 頁（平 31. 3. 20）

²⁶ 第 198 回国会衆議院農林水産委員会議録第 4 号 4 頁（平 31. 3. 20）

²⁷ 第 198 回国会参議院農林水産委員会議録第 7 号 15 頁（平 31. 4. 18）

²⁸ 第 198 回国会衆議院農林水産委員会議録第 4 号 6 頁（平 31. 3. 20）

²⁹ 第 198 回国会参議院農林水産委員会議録第 7 号 4 頁（平 31. 4. 18）

4. おわりに

参議院農林水産委員会では、平成 31 年 4 月 18 日、本法律案が全会一致で可決された後、4 項目からなる附帯決議が付されている。附帯決議では、①所有者等による届出が確実に行われるよう周知徹底を図るとともに、市町村が農業用ため池に係る情報を把握できるよう配慮すること、②特定農業用ため池の指定の要件を適切に定めること、③ため池の管理や廃止に当たっては、関係者が十分に話し合いを行うよう、ガイドラインの策定等による支援を行うこと、④防災工事に対して適切な財政支援を確保するとともに、所有者等が行う適正な管理に対して、必要となる資金面及び技術面からの援助を実施することを、政府に対し求めている。

ため池は、地域の農業を支える重要な施設であるが、適正な日常管理や防災上必要となる保全措置が実施されなければ、地域に災害をもたらす原因となってしまう。ため池の防災工事は長い期間がかかり、工事に係る予算も多額に及ぶ³⁰。附帯決議で指摘されているように、地域において十分な話し合いを行った上で、地域にとって必要なため池は、必要な防災工事を実施し、適正な管理を行うことが求められる。その一方、使用されていないため池については、廃止のための工事を実施するなどの対策が必要である。台風による豪雨等の被害に早急に備える必要があるだろう。

(あまの えいじろう)

³⁰ なお、ため池の防災工事に係る農業者の負担については、豪雨対策と耐震対策については負担がゼロになるよう措置されている。老朽化対策については、農業者にも利益がある場合には負担が生じる。ため池を廃止するため堤体をV字カットして水をためないようにする工事の場合は定額補助でできることになっている(第 198 回国会参議院農林水産委員会会議録第 7 号 9 頁(平 31. 4. 18))。